

改定後	改定前
s t e r a c o d e 加盟店規約（国内コード決済・通信販売[含EC]用）	
<p><u>第3条（表明・保証）</u></p> <p><u>1. 加盟店は、当社に対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点および本契約の有効 期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u></p> <p><u>（1）行為能力</u> <u>加盟店は、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u></p> <p><u>（2）社内手続</u> <u>加盟店は、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u></p> <p><u>（3）適法性等</u> <u>本契約を加盟店が締結しまたは加盟店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p> <p><u>（4）有効な契約</u> <u>本契約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</u></p> <p><u>（5）非詐害性</u> <u>加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</u></p> <p><u>（6）提供情報の正確性</u> <u>加盟店が、本契約の締結にあたって、当社</u></p>	

<p><u>に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること</u></p>	
<p>第4条（代理権の付与）</p>	<p>第3条（代理権の付与）</p>
<p>第5条（営業秘密等の守秘義務）</p>	<p>第4条（営業秘密等の守秘義務）</p>
<p>第6条（個人情報の守秘義務）</p> <p>1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。なお、第9条第2項に定める国内コード決済サービス規約にて別段の定めがある場合には、合わせてこれにも従うものとします（本条各項においても同様です）。</p>	<p>第5条（個人情報の守秘義務）</p> <p>1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。なお、第8条第2項に定める国内コード決済サービス規約にて別段の定めがある場合には、合わせてこれにも従うものとします（本条各項においても同様です）。</p>
<p>第7条（譲渡禁止）</p>	<p>第6条（譲渡禁止）</p>
<p>第8条（届出事項の変更等）</p> <p>（略）</p> <p>4. <u>加盟店が第3条第1項（6）及び第35条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</u></p>	<p>第7条（届出事項の変更等）</p> <p>（略）</p>
<p>第9条（国内コード決済事業者の規約・法令等への遵守等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 加盟店は、別紙1記載の国内コード決済事業者が定める規約等（関連する特約等を含み、以下「国内コード決済サービス規約」といいます）及びゲートウェイ事業者が定める規約（関連する特約等を含み、以下「ゲートウェイサービス規約」といいます）の内容に同意し、これに記載されている義務を遵守するものとします。なお、国</p>	<p>第8条（国内コード決済事業者の規約・法令等への遵守等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 加盟店は、別紙1記載の国内コード決済事業者が定める規約等（関連する特約等を含み、以下「国内コード決済サービス規約」といいます）及びゲートウェイ事業者が定める規約（関連する特約等を含み、以下「ゲートウェイサービス規約」といいます）の内容に同意し、これに記載されている義務を遵守するものとします。なお、国</p>

内コード決済サービス規約又はゲートウェイサービス規約が国内コード決済事業者によって追加・更新された場合は、本規約第45条（本規約の変更）の定めにしたがって最新のものが適用されるものとします。	内コード決済サービス規約又はゲートウェイサービス規約が国内コード決済事業者によって追加・更新された場合は、本規約第42条（本規約の変更）の定めにしたがって最新のものが適用されるものとします。
第10条（サービスセンターへの接続）	第9条（サービスセンターへの接続）
第11条（加盟店申込の手続）	第10条（加盟店申込の手続）
第12条（加盟店への指導）	第11条（加盟店への指導）
第13条（クレジットカード等取引）	第12条（クレジットカード等取引）
第14条（事前承認）	第13条（事前承認）
第15条（利用者との売買契約等の締結）	第14条（利用者との売買契約等の締結）
第16条（d 払いにおける売買契約等の特則）	第15条（d 払いにおける売買契約等の特則）
第17条（d 払いにおける利用規約の制定義務）	第16条（d 払いにおける利用規約の制定義務）
第18条（広告方法、内容等）	第17条（広告方法、内容等）
<p>第19条（国内コード決済サービスによる取引方法）</p> <p>（略）</p> <p>（6）国内コード決済事業者は、国内コード決済事業者所定の方法・頻度（締日・支払日等）・条件で、商品等の代金及び消費税の合計額を当社に対して支払います（以下「立替金」といいます）。この際、国内コード決済事業者は第26条第2項に従って所定の手数料等を控除することができるものとします。ただし、本条に従って国内コード決済事業者所定の処理が完了しなかった場合には、立替金を支払われないものとします。なお、立替金には、国内コード決済事業者が支払いを留保又は拒絶した場合の商品等の代金は含まないものとします。</p> <p>（7）当社は、当社所定の方法・頻度（締日・支払日等）で、（6）で当社に支払われる立替金相当額を加盟店に対して支払います。この際、当社は第26条第2項に従っ</p>	<p>第18条（国内コード決済サービスによる取引方法）</p> <p>（略）</p> <p>（6）国内コード決済事業者は、国内コード決済事業者所定の方法・頻度（締日・支払日等）・条件で、商品等の代金及び消費税の合計額を当社に対して支払います（以下「立替金」といいます）。この際、国内コード決済事業者は第25条第2項に従って所定の手数料等を控除することができるものとします。ただし、本条に従って国内コード決済事業者所定の処理が完了しなかった場合には、立替金を支払われないものとします。なお、立替金には、国内コード決済事業者が支払いを留保又は拒絶した場合の商品等の代金は含まないものとします。</p> <p>（7）当社は、当社所定の方法・頻度（締日・支払日等）で、（6）で当社に支払われる立替金相当額を加盟店に対して支払います。この際、当社は第25条第2項に従っ</p>

<p>て所定の手数料等を控除することができ、当社は立替払金の支払をその委託する第三者に代行させることができます。また、国内コード決済サービスや加盟店によって、</p> <p>(6)(7)の支払順が前後する場合があります。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、前営業日とします。</p>	<p>て所定の手数料等を控除することができ、当社は立替払金の支払をその委託する第三者に代行させることができます。また、国内コード決済サービスや加盟店によって、</p> <p>(6)(7)の支払順が前後する場合があります。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、前営業日とします。</p>
<p><u>第20条</u> (コンピュータ通信による取引)</p> <p>1. 加盟店がコンピュータ通信の手段にて利用者との取引を行う場合は、利用者から次の事項を明示したデータ (以下「申込データ」という) を受信し、これに対する<u>第14条</u>の承認手続を経た後、申込に対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル (以下「ファイル」という) に、取引日ごとに整理して記録するものとします。</p>	<p><u>第19条</u> (コンピュータ通信による取引)</p> <p>1. 加盟店がコンピュータ通信の手段にて利用者との取引を行う場合は、利用者から次の事項を明示したデータ (以下「申込データ」という) を受信し、これに対する<u>第13条</u>の承認手続を経た後、申込に対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル (以下「ファイル」という) に、取引日ごとに整理して記録するものとします。</p>
<p><u>第21条</u> (立替金の支払等)</p> <p>1. <u>第19条</u> (6) に基づいて国内コード決済事業者が支払う立替金について、国内コード決済事業者の支払義務は当社に対して支払った時点で消滅するものとします。</p> <p>2. 利用者が国内コード決済事業者に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合であって、当社が加盟店に求めた場合には、加盟店が利用者との間でこれを解決するものとし、国内コード決済事業者及び当社に迷惑をかけないものとします。この場合であって、国内コード決済事業者又は当社に損失が生じた場合、加盟店は当社の求めに応じてこれを補償するものとし、その分は当社から加盟店への支払 (本規約に基づか</p>	<p><u>第20条</u> (立替金の支払等)</p> <p>1. <u>第18条</u> (6) に基づいて国内コード決済事業者が支払う立替金について、国内コード決済事業者の支払義務は当社に対して支払った時点で消滅するものとします。</p> <p>2. 利用者が国内コード決済事業者に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合であって、当社が加盟店に求めた場合には、加盟店が利用者との間でこれを解決するものとし、国内コード決済事業者及び当社に迷惑をかけないものとします。この場合であって、国内コード決済事業者又は当社に損失が生じた場合、加盟店は当社の求めに応じてこれを補償するものとし、その分は当社から加盟店への支払 (本規約に基づか</p>

<p>ない支払いを含みます) から差引充当されるものとしします。</p> <p>3. 理由を問わず、国内コード決済事業者から当社に対して所定の立替金の支払(第19条(6))がなされない場合、当社は、立替金(当該時点以降に支払が予定されているもの全て)の支払をしないものとしします。また、すでに当社が支払済みの場合、加盟店は、当社の求めに応じて当社から支払われた立替金を当社に返還するものとしします。</p>	<p>ない支払いを含みます) から差引充当されるものとしします。</p> <p>3. 理由を問わず、国内コード決済事業者から当社に対して所定の立替金の支払(第18条(6))がなされない場合、当社は、立替金(当該時点以降に支払が予定されているもの全て)の支払をしないものとしします。また、すでに当社が支払済みの場合、加盟店は、当社の求めに応じて当社から支払われた立替金を当社に返還するものとしします。</p>
<p>第22条(紛議等) (略)</p> <p>2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が国内コード決済事業者に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社及び国内コード決済事業者は第21条の立替金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとしします。また、すでに当該立替金を当社が加盟店に支払済みの場合は当社が指定する方法により当社に返金するものとしします。</p>	<p>第21条(紛議等) (略)</p> <p>2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が国内コード決済事業者に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社及び国内コード決済事業者は第20条の立替金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとしします。また、すでに当該立替金をすでに当社が加盟店に支払済みの場合は当社が指定する方法により当社に返金するものとしします。</p>
<p>第23条(返品等)</p>	<p>第22条(返品等)</p>
<p>第24条(請求代金の立替払の解除等)</p>	<p>第23条(請求代金の立替払の解除等)</p>
<p>第25条(売上情報等の送信)</p>	<p>第24条(売上情報等の送信)</p>
<p>第26条(手数料)</p>	<p>第25条(手数料)</p>
<p>第27条(加盟店業務の適切性確保)</p>	<p>第26条(加盟店業務の適切性確保)</p>
<p>第28条(商品の所有権)</p> <p>1. 国内コード決済サービスを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等が国内コード決済事業者から当社に支払われたときに国内コード決済事業者に移転するものとしします。ただし、第23条</p>	<p>第27条(商品の所有権)</p> <p>1. 国内コード決済サービスを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等が国内コード決済事業者から当社に支払われたときに国内コード決済事業者に移転するものとしします。ただし、第22条</p>

<p>(返品等)の定めに従って取消情報が国内コード決済事業者に送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、第<u>21</u>条に基づき当社が当該立替金等を国内コード決済事業者に返還したときに、加盟店に戻るものとします。</p>	<p>(返品等)の定めに従って取消情報が国内コード決済事業者に送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、第<u>20</u>条に基づき当社が当該立替金等を国内コード決済事業者に返還したときに、加盟店に戻るものとします。</p>
<p>第<u>29</u>条 (差押えの場合)</p>	<p>第<u>28</u>条 (差押えの場合)</p>
<p>第<u>30</u>条 (相殺) (略) 2. 前項により、国内コード決済事業者から当社に対して支払いがなされなかった金額について、当社は第<u>19</u>条に関わらず加盟店への支払いを行わないものとします。また、すでに加盟店へ支払済みの場合には、加盟店は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。</p>	<p>第<u>29</u>条 (相殺) (略) 2. 前項により、国内コード決済事業者から当社に対して支払いがなされなかった金額について、当社は第<u>18</u>条に関わらず加盟店への支払いを行わないものとします。また、すでに加盟店へ支払済みの場合には、加盟店は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。</p>
<p>第<u>31</u>条 (端数処理)</p>	<p>第<u>30</u>条 (端数処理)</p>
<p>第<u>32</u>条 (システム・サービスの中止・停止、契約の解除等)</p>	<p>第<u>31</u>条 (システム・サービスの中止・停止、契約の解除等)</p>
<p>第<u>33</u>条 (有効期間・中途解約等) 1. <u>本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに加盟店又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。</u>加盟店及び当社は、有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。<u>但し、加盟店が1年以上継続して国内コード決済を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合(加盟店との連絡不能による場合は、第8条第2項に基づき、届出住所に通知を送付すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす)、当社</u></p>	<p>第<u>32</u>条 (中途解約等) 1. 加盟店及び当社は、有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、<u>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。</u></p>

は加盟店に予告することなく本契約を解約できるものとします。	
第34条 (d 払いにおける契約終了時の特則)	第33条 (d 払いにおける契約終了時の特則)
第35条 (反社会的勢力の排除)	第34条 (反社会的勢力の排除)
第36条 (その他の遵守事項、免責)	第35条 (その他の遵守事項、免責)
第37条 (d 払いにおける免責の特則)	第36条 (d 払いにおける免責の特則)
第38条 (苦情対応等)	第37条 (苦情対応等)
第39条 (取引データの保持)	第38条 (取引データの保持)
第40条 (取引の安全性)	第39条 (取引の安全性)
第41条 (加盟店サイトの保証)	第40条 (加盟店サイトの保証)
第42条 (d 払いにおける d ポイント付与の特則)	第41条 (d 払いにおける d ポイント付与の特則)
第43条 (d 払いにおける d ポイント付与の取消等の特則)	第42条 (d 払いにおける d ポイント付与の取消等の特則)
第44条 (d 払いにおける加盟店名簿掲載の特則)	第43条 (d 払いにおける加盟店名簿掲載の特則)
第45条 (本規約の変更)	第44条 (本規約の変更)
第46条 (ロゴ等の使用)	第45条 (ロゴ等の使用)
第47条 (知的財産権)	第46条 (知的財産権)
第48条 (損害賠償)	第47条 (損害賠償)
第49条 (遅延損害金)	第48条 (遅延損害金)
第50条 (第三者からの申立)	第49条 (第三者からの申立)
第51条 (国内コード決済事業者及びゲートウェイ事業者との窓口)	第50条 (国内コード決済事業者及びゲートウェイ事業者との窓口)
第52条 (通知)	第51条 (通知)
第53条 (専属的合意管轄裁判所)	第52条 (専属的合意管轄裁判所)
第54条 (準拠法)	第53条 (準拠法)
s t e r a c o d e 加盟店規約 (海外コード決済・通信販売[含EC]用)	
第20条 (支払方法) (略) 5. 加盟店から提出された売上債権の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと	第20条 (支払方法) (略) 5. 加盟店から提出された売上債権の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと

<p>判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。<u>また、調査開始より 30 日を経過しても疑義が解消しない場合には、立替払金の支払いを拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。</u>この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>	<p>判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>
<p>第 3 9 条（届出事項の変更等） （略） 4. 加盟店が第 3 条第 1 項（6）及び第 2 項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>	<p>第 3 9 条（届出事項の変更等） （略） 4. 加盟店が第 3 条第 2 項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>
<p>第 4 3 条（有効期間・解約） <u>本規約の有効期間は本規約締結の日から 1 年間とします。但し、有効期間満了 3 ヶ月前までに加盟店又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新するものとし、以後も同様とします。</u>加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に 30 日前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、加盟店が 1 年以上継続して海外コード決済を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（加盟店との連絡不能による場合は、第 3 9 条第 3 項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、<u>当社は加盟店に予告することなく</u></p>	<p>第 4 3 条（有効期間・解約） 加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、<u>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に 30 日前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。</u>但し、加盟店が 1 年以上継続して海外コード決済を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、<u>当社は加盟店に 30 日前までに書面による通知を行なうことにより</u>（加盟店との連絡不能による場合は、第 3 9 条第 3 項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本規約を解約できるものとします。</p>

本規約を解約できるものとします。	
------------------	--